

帝国陸軍の特許紛争
—現在の知的財産戦略への教訓—

米田 泰司郎

目次

はじめに	3
第1節 特許制度と日本の防衛への影響	5
1.1 特許制度の概要	5
1.2 国際特許出願の増加とその意義	6
1.3 日本の防衛への影響	8
第2節 帝国陸軍における技術機関の変遷と特許紛争	9
2.1 歴史的背景と特許制度の概要	9
2.2 陸軍技術機関の変遷と役割	12
2.3 陸軍の特許紛争	14
第3節 現代の知的財産戦略への教訓（事例の分析評価）	17
3.1 特許異議申し立ての成功事例とその分析	17
3.2 特許異議申し立ての失敗事例とその分析	18
3.3 教訓と現代の知的財産戦略への適用	20
おわりに	21

はじめに

中国は2020年を目標に「特許協力条約」に基づく国際特許出願を7.5万件へ増やす方針を示し¹、知的財産権の対外開放拡大、国際対話強化及び国際貿易と投資のルール改善を推進している²。2017年から2021年のドローン関連特許の日本に対する出願数は、中国が100件と最多を記録した³。さらに、2018年には米国内においてAutel Robotics USA⁴がDJI⁵を障害物回避やバッテリー技術などの特許侵害で訴えたが、2020年に米国国際貿易委員会⁶と特許審判・控訴委員会⁷がAutel Robotics USAの特許権を無効と判断し、DJIの米国での販売が認められた事例がある⁸。このように、日本国内において第三国が日本国内で特許訴訟を起こすと、防衛装備品等の運用及び開発に重大な影響が懸念されるため、特許紛争への対策が不可欠である。加えて、ウクライナは、戦時下において知的財産権の保護継続を重視し、期限の一時停止や支払い猶予措置を導入している⁹。一方、ロシアは制裁への対抗策として、特許権の強制実施や並行輸入の合法化など独自の措置を講じている¹⁰。

このような状況の中、防衛省は、防衛装備移転三原則策定以降の国際共同研究開発増加や民生技術活用を踏まえ、知的財産管理を強化しつつ「オープン&クローズ戦略」を採用している¹¹。具体的には、防衛省は「秘匿化¹²」、「権利を伴う公知化¹³」、「権利を伴わない公知化¹⁴」の3つの方法を使い分けており、技術や事業の性質に応じて最適な方法を選択している。さらに、わが国では、2022年5月の経済安全保障法¹⁵が施行され、「安全保障上の観点から特許出願をあきらめざるを得なかった発明者に特許法上の権利を受ける道を開く」とし、機微技術の流出を防止するために、特定技術分野の特許出願を非公開にする新制度が導入された¹⁶。これは、特定の技術について内閣総理大臣が「保全指定」を行うことで、その技術の特許出願内容を非公開にできる制度である。これにより、特定技術分野の技術の漏洩防止と特許放棄を余儀なくされていた発明者の権利確保が可能となった。

しかし、防衛省の秘匿化技術が内閣総理大臣の保全指定に一致しない場合がある。また、特許出願非公開制度では完全に防ぐことが困難な内部漏洩や技術窃取のリスクが依然として残るため、秘匿化

¹ 中華人民共和国中央人民政府『国家知的財産権戦略の実施強化に関する行動計画（2014～2020年）』2015年1月4日。

² 中華人民共和国中央人民政府『知的財産強国建設要綱（2021年～2035年）』2021年9月23日。

³ 特許庁『令和5年度特許出願技術動向調査報告書—ドローン—』2023年3月。中国100件、米国92件、欧州58件。

⁴ 中国に本社を置くAutel Roboticsのアメリカ関連会社。ドローンの開発、製造、販売を行っている。

⁵ 中国の深セン（Shenzhen）に本社を置く、商業用および消費者向けの無人航空機（UAV）等の製造会社。

⁶ United States International Trade Commission：米国の貿易政策を支援し、貿易と競争に関する情報を提供する組織。

⁷ Patent Trial and Appeal Board：米国特許商標庁（USPTO）の一部であり、特許の有効性や特許出願の拒絶に関する審判および上訴を行う機関。

⁸ Robert Burns, John M. Mulcahy, Hala S. Mourad, “China Takes the Lead in UAV Patent Filings as Commercial UAV Use Takes Off,” *FINNEGAN*, October 26, 2016, <https://www.finnegan.com/en/insights/articles/china-takes-the-lead-in-uav-patent-filings-as-commercial-uav-use.html>.

⁹ ユアサハラ法律特許事務所『ウクライナ：ウクライナ情勢及び法令施行（2022年4月13日施行）』2022年5月、<http://www.yuasa-hara.co.jp/lawinfo/4433/>。

¹⁰ 知的財産研究所『国際知財制度研究会報告書（令和四年度）』2023年6月、432-445頁。

¹¹ 装技振第11057号『知的財産管理ガイドラインについて（通知）』令和元年12月20日。

¹² 技術の流出を防ぐために、特許出願を行わずに知的財産を非公開にする。特に重要な技術については、秘密保持契約を締結し、必要に応じて他者にも利用を認める。

¹³ 日本版バイ・ドール制度に基づき、企業との契約で得られた技術を知的財産権として企業に帰属させることで、企業の研究開発活動を促進し、民生技術への応用やオープンイノベーションを推進する。

¹⁴ 基礎研究の成果を特許出願せずに論文や学会で発表することで、技術分野の活性化とさらなる研究成果の創出を目指す。ただし、特許出願前に公知化すると産業財産権を取得できない場合がある点に留意しなければならない。

¹⁵ 令和四年法律第四十三号『経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（経済安全保障推進法）』2024年5月1日。

¹⁶ 自民党の提言では、経済安全保障は「国益を経済面から確保するもの」と位置付けられ、「わが国の独立と生存及び繁栄を経済面から確保すること」と定義されている。鈴木和人『資源の経済の世界地図』PHP研究所、2024年、185-189頁。

技術が漏洩して第三国が出願する問題も生じる。第三国による特許取得前に、防衛省が独自に開発し運用していた場合、その装備品を運用し続ける権利（先使用权）を行使するにも、秘匿化技術を証拠として提示する際には、その性質上困難が多く、法的手続きの複雑さから多くの問題が生じる。

つまり、防衛省は国際特許出願の急増に直面し、防衛技術と国家安全保障への影響をどのように軽減するかが重要な課題となっている。特に、特許出願非公開制度の限界が明確であり、防衛省の秘匿化技術が第三国に出願され、その出願を内閣府が保全指定しない場合のリスクが大きい。この課題に対処するため、新たな防御策を導入し、特許出願非公開制度の限界を克服することが求められる。このように、特許出願の非公開制度だけでは秘匿化技術を完全に守ることは難しいため、他の対策も必要となる。

しかし、現代の国防技術は各国とも秘匿されているため、具体的な事例を見つけることは容易ではない。このため、本論文では、過去の帝国陸軍の特許制度活用と紛争事例を整理・分析し、それを現代の防衛省・自衛隊の知的財産戦略にどのように応用できるかを検討する。ただし、当時は軍隊としての強い権限や国際環境の違いがあるため、そのまま制度移植は困難である。一方で、秘匿化技術と特許制度の両立という構造的課題は共通しており、歴史的分析を通じて現代の知的財産戦略に活かす視点を得ることが可能であると考えられる。

先行研究では、戦前・戦時期の日本における陸海軍の研究開発や技術戦略が詳細に研究されているが、帝国陸軍の特許紛争自体を深掘りし、現代の防衛省の特許管理への応用を検討する研究は少ない。本研究の新規性は、防衛研究所所蔵の陸軍関連資料を検討し、そこに見られる特許異議申立の具体事例を掘り起こすことで、現代への教訓を導き出す点にある¹⁷。

なお、日本の防衛研究や自衛隊の活動に対して、反自衛隊を公言する学会会議などの存在も含め、軍事技術への懐疑的風潮がある¹⁸。このため、日本人による防衛関連の特許出願件数は、中国や米国などと比較して少ない面があるとの見方もある¹⁹。しかし、海外企業から特許侵害の訴訟を起こされるリスクを考慮すれば、わが国としても防衛技術分野での知的財産戦略を重視すべきではないか。

本研究では、帝国陸軍の特許紛争の歴史的事例を通じて何が成否を決したのか分析し、「帝国陸軍の特許紛争において最も重要な要件は何であったのか」を明らかにする。国際特許出願の急増が日本の防衛技術に与える影響を軽減するためには、特許出願非公開制度の限界を認識し、「証拠の具体性と適時性」が重要であり、秘匿化技術の範囲設定や証拠管理の強化が不可欠である。

まず、第1節で特許制度と日本の防衛への影響を概観する。次に、第2節で帝国陸軍の特許紛争を分析し、第3節で最も重要な要件と歴史的教訓を現代の知的財産戦略に適用する方法を考察する。

¹⁷ 主なものとしては、櫻井孝『防衛技術の守り方』発明推進協会、2020年。横山久幸「日本陸軍の軍事技術戦略と軍備構想について」『防衛研究所紀要』第3巻第2号、2000年11月、89-105頁。横山久幸「日本陸軍の軍事技術戦略と軍備構想について（2・完）」『防衛研究所紀要』第3巻第3号、2001年2月、79-100頁。沢井実「戦間期における海軍技術研究所の活動」『大阪大学経済学』58巻1号、2008年6月、1-16頁。沢井実「太平洋戦争期における陸軍の研究開発体制構想」『大阪大学経済学』58巻4号、2009年3月、1-19頁。服部聡「第一次世界大戦と日本陸軍の近代化」『国家安全保障第36巻第3号、2008年12月、25-50頁。沢井実「技術者の軍民転換と鉄道技術研究所」『大阪大学経済学』59巻1号、2009年6月、1-19頁。西村成弘「国際特許管理契約と日米開戦」『関西大学商学論』第54巻第6号、2010年2月、39-56頁。

¹⁸ 主なものとしては、日本学会会議「軍事的安全保障研究に関する声明」2017年。小沼通二「初期の日本学会会議と軍事研究問題」『学術の動向』2017年7月、10-17頁。

¹⁹ 防衛庁技術研究本部『技術研究本部50年史』、2002年、461頁。工業所有権情報・研修館『特許情報プラットフォーム』<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/>。「権利を伴う公知化」について、防衛庁技術研究本部においては、創設以来、平成14年11月15日までに特許出願が3,636件、登録件数が2,472件存在していた。防衛装備庁は特許出願が48件、登録件数が40件存在していることがわかる。特許出願の年間平均数を計算すると、技術研究本部は、50年間で年間平均72件の出願がされているが、防衛装備庁においては、創設9年で年間平均5件にとどまっている。防衛産業が取得している特許権は細部不明であり、詳細な確認が必要である。

第1節 特許制度と日本の防衛への影響

国際特許出願の増加は、日本の防衛技術にも直接的な影響を及ぼし得るため、特許制度についての理解が必要である。第1節では、特許協力条約（PCT）や日本の特許制度、国際特許出願の増加が日本の防衛に与える影響を包括的に論じる。ただし、旧陸軍時代の特許制度とは必ずしも同一条件ではないことに注意を要する。

1.1 特許制度の概要

特許協力条約（PCT: Patent Cooperation Treaty）は、1970年に制定され、特許出願の国際的な手続きを簡素化するための条約である。PCTに基づく国際出願制度は、一つの出願書を提出することで、PCT加盟国すべて（2023年2月現在：157か国）に対して出願した効果を持つ。国際出願を行うと、国際調査報告書が作成され、特許の可能性について早期に評価を得ることができる。さらに、国内移行手続き²⁰まで最大30ヶ月の猶予が与えられ、その間に各国での特許取得戦略を立てることが可能である²¹。これにより、出願人は費用を節約しながら特許取得の可能性を評価できる。最終的に、特許が付与されるかどうかは、各国の法令と特許庁の判断に委ねられる²²。

日本の特許制度は、特許法に基づいて運営され、発明を保護し技術の進歩を促進するための制度である。この制度では、新規性²³、進歩性²⁴、そして産業上の利用可能性を持つ発明²⁵が特許として認められる。まず、特許を取得するためには特許庁に対して特許出願を行う必要がある。出願が受理されると、その内容は18ヶ月後に公開され、公開後、第三者は出願内容を確認することができ、特許の質を高めるために意見を述べる機会が提供される。

特許出願が公開されると、第三者は特許庁に対して情報提供を行うことができる²⁶²⁷。これにより、審査官が出願された発明の新規性や進歩性を再評価する際の参考とすることができる。この制度は特許の信頼性を高めるために重要である。出願から3年以内に審査請求を行う必要があり、審査請求がなされなかった場合、出願は取り下げられる。審査を通過すると、特許が付与され、その権利は出願日から20年間有効となる。

特許が付与された後でも、特許公報発行日から6ヶ月以内であれば、特許異議申立²⁸により、何人も特許の有効性に異議を申し立てることによって、審判官が申立内容を審査し、不適切な特許の付与を

²⁰ PCTによる国際出願後、特許を取得したい国の特許庁に必要な書類を提出し、その国の審査を受ける手続き。

²¹ 千九百七十年六月十九日『特許協力条約』第三条、第十一条、第十五条、第二十二條。

²² 1883年に制定された工業所有権の保護に関する国際条約に基づく国際出願も存在する。PCT条約は手続きの簡素化と特許取得の可能性評価に重点を置いている点で、パリ条約とは根本的に異なっている。PCT条約は一つの出願で複数国に対応できる国際的な出願制度であり、パリ条約は個別の国での出願に基づく制度である。一方で、特許が付与されるかどうかは、各国の法令と特許庁の判断に委ねられることは共通している。

²³ 発明が特許出願前に公知でないことを意味し、これには公開された情報や実施された技術が含まれる。具体的には、発明が既に書籍や論文、インターネットなどで公開されていないこと、公然と実施されていないこと、頒布された刊行物に記載されていないことが求められる。

²⁴ その発明が当該分野の技術者にとって容易に考え出せないものであることを意味する。発明が単なる既存技術の組み合わせではなく、技術的な飛躍や創造的なステップを伴うものでなければならない。新規性と進歩性は特許取得の基本条件であり、技術の進歩と産業の発展を促進するために重要である。

²⁵ 発明が実際に産業で利用できるものであることを意味し、具体的で実用化可能な形であることが要求される。

²⁶ 情報提供は、特許が成立する前に、その特許の問題点を指摘する手段であるが、特許成立後の問題には対応できない。また、第三国等の特許出願に対する情報提供は、出願から3年以内に出願審査請求が行われた後に行うべきである。早期に情報提供を行うと、第三国等が審査請求を決意し、特許権を取得することでライセンス料を要求するなど、第三国等に有利でこちらに不利な状況を引き起こす可能性がある。審査請求が行われなければ特許権は発生しないため、情報提供は不要である。

²⁷ 昭和三十五年通商産業省令第十号『特許法施行規則』第十三条の二、第十三条の三。

²⁸ 異議を申し立てる理由としては、新しい発明でないことや、明細書の内容が不十分であることなどがある。特許庁は書類を基に審査を行い、場合によっては特許の取消もある。特許が有効であると判断されれば、その特許は維持される。防衛技術に関する特許が適切に保護されているかを早期に把握することで、技術開発の障害を排除しやすくなる。

防ぐことができる。また、特許無効審判請求²⁹も存在し、特許付与後、利害関係者がいつでも無効審判を請求することができ、審判官が請求内容を審査し、特許を無効にするかどうかを決定する³⁰。

特許権の利用に関しては、通常実施権と専用実施権という二つの権利（いわゆるライセンス）が存在する³¹。通常実施権は、特許権者が他者に対して特許発明の実施を許可する権利であり、非独占的であるため、特許権者は複数の相手に対して同じ発明の実施を許可できる。通常実施権は特許権者が特定の相手と契約を結ぶことで与えられ、その範囲や条件は契約によって定められる。

一方、専用実施権は、特許権者が特定の相手に対してのみ特許発明の実施を許可する権利であり、独占的であるため、その相手以外には発明の実施を許可しない。さらに、専用実施権は特許権者自身にも効力を持ち、特許権者自身もその発明を実施することができなくなる。専用実施権は、特許権者が特定の相手と契約を結ぶことで与えられ、その契約によって専用実施権の範囲や条件が決定される。この契約は特許庁に登録されることが一般的であり、登録されることで第三者に対しても効力を持つこととなる。

特許権又は専用実施権を侵害した者は、10年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科される。更に、故意又は過失により特許権を侵害した者は、損害賠償を請求される可能性がある。また、特許権者又は専用実施権者は、自己の特許権又は専用実施権を侵害する者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。加えて、侵害の行為を組成した物（物を生産する方法の特許発明にあつては、侵害の行為により生じた物を含む。）の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の予防に必要な行為の請求ができる³²。

最後に、特許非公開制度について触れる。特許非公開制度とは、特許庁長官が安全保障に関わる可能性がある発明が含まれる特許出願を内閣総理大臣に送付し、内閣総理大臣は審査を行い、審査の結果、発明の非公開が適切と判断された場合、保全指定し、現在の特許出願公開制度の下において出願公開の手前の段階で対象案件に対する手続きを止め、「特許出願を非公開」とするとともに「特許付与も留保」するものである。また、保全指定された発明は内閣総理大臣の許可なく公開や実施が禁止され、指定特許出願人は情報漏洩防止のため適正管理を行う必要がある。さらに、国家安全保障に関わる発明は、国内で特許出願を行った場合を除き、外国への特許出願が禁止される³³。

以上のように、特許制度は発明を保護し技術の進歩を促進するために設計されており、出願人や第三者が意見を述べる機会を通じて制度の透明性と公正性を確保するための仕組みが整っている。この特許制度が、日本の防衛技術とどのように結びついているかを理解するためには、国際特許出願の増加とその影響について確認する必要がある。

1.2 国際特許出願の増加とその意義

2015年1月4日に中国政府が発表した「国家知的財産権戦略の実施強化に関する行動計画（2014～2020年）」は、知的財産権を企業競争力向上のための戦略的資源と位置づけ、その強化を図るものである。計画は、国内特許出願件数が2008年の19.5万件から2014年には92.8万件に、国際特許出願

²⁹ 特許が成立した後でも、その特許に無効理由がある場合に、いつでもその特許の無効を求めることができる制度である。この制度は特許異議申立制度と補完的に機能し、防衛技術における長期的な技術保護において重要な役割を果たす。しかし、特許無効審判請求は特許成立後に行うため、特許が有効である期間中に生じるリスクを完全には排除できない。

³⁰ 昭和三十四年法律第二百一十一号『特許法』第百十三条、第百二十三条。

³¹ 同上、『特許法』第七十七条、第七十八条。いわゆるライセンスのこと。

³² 同上、『特許法』第百九十六条、第百二条、第百条第二項。

³³ 令和四年法律第四十三号『経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律』第六十五条～第七十九条。

件数が約 6,000 件から 2.2 万件に増加した背景を踏まえ、2020 年までに知的財産権の保護を強化しつつその質を向上させることを目指している。

計画の主要目標は、知的財産権集約型産業の発展促進、知的財産権保護の強化、知的財産権管理の効率化、国際協力の拡大である。また、情報サービス、調査・統計、人材育成を基礎分野として位置づけ、組織力の向上、監督・検査の厳格化、財政支援の強化、法律・法規の整備を通じて目標達成を図るとしている。

『知的財産権強国建設綱要（2021－2035 年）』は、中国における知的財産権の創造、保護、管理、活用を全面的に向上させるための指針である。過去の成果を評価し、知的財産権の法規制度の改善や高価値な知的財産権の増加、営業秘密保護の強化を目指している。知的財産権は国家発展の戦略的資源であり、国際競争力の中核的要素であることが強調されている。2035 年までに、知的財産権の総合的競争力を世界トップレベルに引き上げ、中国の特色ある世界レベルの知的財産権強国を完成させることを目指している。

現代の特許紛争は、技術の進展とグローバル化に伴い、ますます複雑かつ多様化している³⁴。企業や国家間での技術競争が激化する中で、特許を巡る紛争は頻発しており、国家の経済安全保障にも重大な影響を及ぼしている。

特に、無人航空機（UAV）技術のイノベーションは近年急速に進展しており、中国はこの業界の最前線に立っている。最近の研究によれば、中国企業は UAV 技術に関する特許で世界的なリーダーとして浮上している。2011 年以降、中国ではほぼ 5,000 件の UAV 関連特許出願が行われており、同期間中に米国で出願された数の 2 倍に達している³⁵。

また、中国の巨大ドローン企業は、ほとんどの特許出願について複数の国・地域への出願を行っており、国際特許ファミリー件数³⁶では、2 番目に多く特許を持つ企業の 3 倍以上、3 番目に多く特許を持つ日本企業の 10 倍以上と他を圧倒している。また、中国の巨大ドローン企業の出願件数は 2017 年をピークに減少しているものの、依然として多くの特許を保有している。

国際特許出願の増加には多くの意義がある。第一に、国際特許出願の増加は、国家の技術力を高めるとともに、経済安全保障の強化にも寄与する。国家が保有する特許が増えることで、技術的な独立性が高まり、経済的な安定性を確保することができる。第二に、企業が技術的優位性を確保し、市場での競争力を高めることができる。特許は企業の技術革新を保護し、独占的な市場ポジションを築くための重要な手段である。第三に、特許出願は企業の技術的信用を高め、投資や提携の機会を増やすことができる。特許を保有する企業は、技術力の高さを示し、国内外の市場での信頼性を向上させることができる。第四に、特許は企業の収益源となり得る。特許権をライセンス供与することで、ライセンス料を得ることが可能であり、技術を活用した新たなビジネスモデルを展開することができる。

このように、国際特許出願の増加は、日本の防衛技術の秘匿化の意義を無効化し、国家安全保障に対するリスクを増大させる。加えて、企業の競争力強化、技術的信用の向上、収益源の確保、国家の技術力および経済安全保障の強化に寄与する重要な意義を持つ。

³⁴ Louis Lehot; Natasha Allen, “Emerging Risks Affecting The Tech Legal Landscape,” *FOLEY IGNITE*, 10 January, 2024.

³⁵ Robert Burns; John M. Mulcahy; Hala S. Mourad, “China Takes the Lead in UAV Patent Filings as Commercial UAV Use Takes Off,” *FINNEGAN*, October 26, 2016, <https://www.finnegan.com/en/insights/articles/china-takes-the-lead-in-uav-patent-filings-as-commercial-uav-use.html>.

³⁶ 一つの発明に基づいて異なる国や地域で取得された特許の集合。

1.3 日本の防衛への影響

イノベーションを巡るグローバルな競争が激化する中で、組織外の知識や技術を積極的に取り込むオープンイノベーションが重要視されるようになってきている。政府全体としてもオープンイノベーションを推進しており、「統合イノベーション戦略 2019」や「知的財産推進計画 2019」ではオープンイノベーションに関する施策が掲げられている。一方、「科学技術基本計画」では、オープンイノベーションの深化に伴い、研究開発成果の権利化と秘匿化を適切に使い分けるオープン&クローズ戦略が重要とされている。

防衛省では、かつては国内利用が主だったが、防衛装備移転三原則の策定以降、国際共同研究開発が増加し、民生技術の活用や防衛技術の民生展開が期待されている。この変化に対応して、防衛技術戦略や防衛計画の大綱では、知的財産管理の強化と制度整備が求められてきた。現在は、知的財産の保護と活用において、オープン&クローズ戦略を採用している³⁷。この戦略は知的財産を適切に保護し流出を防止する一方で、他者に利用させる「オープン戦略」と、秘匿化して官のためのみ利用する「クローズ戦略」とを技術の特性に応じて使い分けるものである。防衛省が選択する主な方法は「秘匿化」、「権利を伴う公知化」および「権利を伴わない公知化」の3つであり、技術や事業の特性を考慮してケースバイケースで最適な方法を選択している。なお、秘匿化することを決定した際には秘密等として管理し、情報公開請求があった場合には、上記の情報は基本的に不開示となるものである。

一方で、2022年5月に施行された経済安全保障法に基づき、国家の安全に影響を与える重要技術の保護を目的として、2024年5月に特許出願非公開制度が導入された。特許出願非公開制度の目的は、特許出願の段階で技術情報が公開される前に非公開とすることで、技術情報が第三国に渡ることを防ぎ、国家の安全保障に寄与することにある。しかし、特許出願非公開制度にはいくつかの限界も存在する。

第一に、防衛省の秘匿化技術³⁸と内閣総理大臣が保全指定する発明³⁹は必ずしもその位置づけが一致しない。このため、秘匿化技術の特許出願非公開制度を活用しようとしても、保全指定に該当しない場合がある。第二に、特許庁は、特定秘密保護法上の行政機関の範囲に指定されておらず⁴⁰、防衛省は秘匿化技術を出願できない。第三に、特許出願非公開制度が全ての技術情報漏洩を完全に防ぐことは難しい点である。特許出願が非公開であっても、技術開発に関与する人々や企業内部より意図的または非意図的に情報漏洩リスクは依然として存在する。技術情報の窃取も依然として大きな脅威である。

総括すると、問題となるのは、防衛省の秘匿化技術が漏洩し、もしくは、同一又は類似の発明を第三国（特許トロール⁴¹含む）によって国際出願され、なおかつ、その発明が保全指定に該当しなかった場合である。第三国等による国際出願時の日本の防衛への影響分析および日本の防衛に及ぼす影響の度合を表1に示す。

³⁷ 装技振第11057号『知的財産管理ガイドラインについて（通知）』令和元年12月20日。

³⁸ 国家の安全保障や防衛に関する目的を達成するために使用される技術。

³⁹ 保全指定をした場合に産業の発達に及ぼす影響が大きい技術分野。

⁴⁰ 内閣官房『特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告』令和6年6月、1-4頁。

⁴¹ 特許トロールとは、自ら製品やサービスを提供せず、特許侵害を訴えてライセンス料や賠償金を得る企業である。多くの特許を保有し、訴訟を起こして利益を得ることを目的としている。

表 1 第三国等による国際出願時の日本の防衛への影響分析及び度合（著者作成）

知的財産の保護と活用	保全指定	日本の防衛への影響分析	影響の度合
秘匿化	あり	第三国の特許取得は留保されるため、特許権取得は保全指定解除まで不可	限定的
	なし	第三国から出願された場合、対応困難	あり
権利を伴う公知化	あり	防衛省として特許取得は留保されるが、第三国からの出願に対抗可能	なし
	なし	特許取得可否に関わらず公知化が可能のため、第三国は特許権取得が不可	なし
権利を伴わない公知化		公知化するため、第三国は特許取得不可	なし

日本国内で第三国（特許トロール含む）が特許権を取得し、防衛省が使用する装備品等が特許権の侵害⁴²で訴訟を起こされた結果、装備品の運用及び開発並びに装備移転に遅延や制約が生じる可能性がある。先使用权⁴³を主張して対抗する場合、秘匿化技術を実際の証拠として提示することは難しく、法的手続きも複雑であるため、多くの困難が伴う。

このように、特許制度は技術の保護と進歩、企業の競争力強化に不可欠である。国際特許出願の増加は技術競争の激化を反映しており、防衛分野における特許制度の役割は国家安全保障に直結する。このため、特許制度の適切な運用が、経済と安全保障の両面で重要となる。

第2節 帝国陸軍における技術機関の変遷と特許紛争

第1節で述べた通り、特許出願の非公開制度だけでは秘匿化技術の完全な保護が困難であり、他の対策が必要である。現代の国防技術は秘匿性が高く、具体的な事例を見つけるのは難しいが、過去、帝国陸軍も軍事機密を保持しつつ特許制度を活用する必要に迫られ、現在と同様の課題に直面していた。このため、帝国陸軍の特許制度の利用とその教訓が参考となるであろう。第2節では、明治時代から大正時代にかけての日本の特許制度と軍事技術の発展を概観したうえで、帝国陸軍の特許紛争事例を詳細に検証し、その成功要因・失敗要因について考察する。

2.1 歴史的背景と特許制度の概要

明治10年代（1877年代）における日本の最大の課題は、殖産興業政策の推進と国内の近代化であった。封建体制の解体後、国内の商品生産や流通は不安定であり、輸出品は外国人商人に買い叩かれていた。これに対抗するため、商権回復や外商ボイコットなどが試みられたが、当時の日本には機械や軍艦の購入のために生糸などの輸出が必要であった。一方、外国製品は大量に流入し、貿易収支のアンバランスが生じていた。この状況の改善には、不平等条約の改正と関税自主権の回復が必要であり、そのためには近代的法制度の整備が求められた。

産業界では封建秩序の解体と自由化により混乱が生じ、商品の品質にもばらつきがあった。農商務省は興業意見をまとめ、産業の困難な状況や改善策を議論し、産業上の規範や民事法規の完備が急務とされた。このような国内における商工業の秩序を確立することと、不平等条約の改正のための一条

⁴² 特許庁『知的財産と刑事罰』2010年、2頁。特許権の侵害が成立するためには、犯罪構成要件に該当すること、行為が違法であること、行為者に責任があることの3要件を必要とし、1つでも欠くときには、侵害の罪は成立しない。しかし、特許権者等から警告を受けた場合には故意は阻却されない。

⁴³ 特許庁『先使用权制度の円滑な活用に向けて：戦略的なノウハウ管理のために（第2版）』2022年4月、13頁。発明を実施する事業やその準備には、研究開発行為、発明の完成または知得、事業の準備、そして事業の開始という段階を経ると考えられる。先使用权が認められるためには、特許出願時に事業の準備段階か事業開始段階にあることを証明する必要がある。そのためには、特許出願時の前後を通じて、研究開発から事業開始に至る一連の経緯を総合的に証明することが有効である。

件として近代的な法制を整備することの二つの観点から、明治政府は近代的な法制の制定作業に入った。その一つとして特許法の前身である「専賣特許條例」が明治18年（1885年）に施行された⁴⁴。これにより、国家の安全や公共の利益に関わる発明については、政府が特許の付与を制限、取り消す権限を持ち、その代わりに発明者に対して報酬を提供することが規定された⁴⁵。

日清戦争後の不平等条約改正や日英通商航海条約の締結に伴い、工業所有権保護同盟条約への加盟が必要となり、これに対応するための国内法整備の一環として、明治32年（1899年）に特許法が制定された。この特許法は、日本の産業振興と国際貿易の発展に重要な役割を果たした。不平等条約は、日本の経済と貿易に悪影響を与え、主権を侵害していた。この状況を改善するために、特許・商標制度が外交交渉で重要な役割を果たし、外国人の特許出願を認める必要が生じた。このため、外国人出願に対する規制や特許権者に対する国内代理人の設置義務などが設けられた。

また、民法の施行と工業所有権の関係も見直し、特許権の定義が大きく変更された。無体物は民法の保護から除外され、特許権は物権に準ずるものとされた。特許権侵害に対する救済は民法の不法行為規定に基づいて行われることとなった。明治32年（1899年）特許法の主要な改正点は、発明者だけでなくその承継人も特許を受けることが認められ、在外の出願人や特許権者に対し、国内に代理人を設置する義務を課すものであった。さらに、工業所有権保護同盟条約国における優先権の規定や、審決に対する大審院への出訴の認可、特許発明の不実施に関する規定の改定などが含まれる。また、公益上または軍事上必要な発明に対する制限も規定され、特許局長官（後の農商務大臣）の認定に加えて、主務官庁の請求によっても制限が可能となった⁴⁶。

パリ条約への加入も重要な要素である。明治政府は領事裁判権の撤廃を条件として、フランスや英国から「工業所有権の保護に関するパリ条約」への加入を要求され、明治32年（1899年7月15日）から加入の効力を生じる旨を告示した。パリ条約は工業所有権の国際的保護を目的とし、内国民待遇や優先権の規定などを含む。また、特許独立の原則や不正競争行為の取締り強化などが盛り込まれ、日本はこれに対応するための法律改正を行った。明治33年（1900年）にはブラッセルで開催された改正会議に参加し、パリ条約の改正に応じた。改正内容には優先権の期間延長や特許独立の原則、不正競争行為の取締り強化が含まれ、日本はこれに対応するため法律を改正し、明治35年（1902年）に発効させた。これにより、日本は、工業所有権の国際化を進め、外国資本や技術の導入を促進し、産業発展のための重要な基盤を整えた⁴⁷。

日露戦争後、日本でも資本主義が発展し、企業の合併や大規模化が進行した。特に紡績業や造船、石油、鉱業での資本集中が進み、中国や朝鮮、台湾への資本輸出も活発化した。明治44年（1911年）の日米通商航海条約により、関税自主権がほぼ完全に回復された。なお、明治42年（1909年）の特許法改正では、公知性を世界公知から国内公知に変更し、職務発明の規定が新設された。また、不正競争防止法の検討が行われた。技術導入も進み、外国企業との提携や工場設立が相次いだ。芝浦製作所と米国ゼネラル・エレクトリック社の提携や、ダンロップ極東ゴム会社の神戸工場建設がその例であ

⁴⁴ 特許庁『工業所有権制度百年史 上巻』1984年、59-75頁。

⁴⁵ 「軍用ニ必要ナリト認め又ハ廣ク用ヒシムルコトヲ必要ナリト認ムル發明ニハ農商務卿ニ於テ専賣特許ヲ興ヘス又ハ既ニ興ヘタルモノト雖モ之ヲ取消スコトアルヘシ。前項ノ場合ニ於テハ農商務卿ニ於テ相當ト認ムル報酬金ヲ其發明者ニ下付スヘシ」。明治十八年四月十八日法律第七號『専賣特許條例』<https://dl.ndl.go.jp/pid/787966/1/139>。

⁴⁶ 特許庁『工業所有権制度百年史 上巻』181-191頁。

⁴⁷ 同上、202-206頁。

る。また、同年に制定された「軍事上秘密を要する発明特許に関する件」では、軍事技術の特許出願が非公開とされ、秘密情報の漏洩を防ぐための措置がとられた⁴⁸。

第一次世界大戦が勃発し、大正3年（1914年8月）に日本もドイツに対して宣戦を布告した。この戦争が拡大・長期化するにつれて、工業所有権の面でも対処しなければならない問題が生じた。主な問題は、敵国国民の工業所有権をどう処理するか、軍事目的に供する製品の特許権停止、同盟国間で技術を秘密に供与するための秘密特許の問題であった。第一次世界大戦中、日本では、大正6年（1917年）に工業所有権戦時法、大正7年（1918年）に軍需工業動員法が制定され、軍事技術の保護・奨励・監督を行い、敵国人の特許権の取り扱いや特許の収用が行われた。さらに、輸入品の国産化や輸出の急増が見られ、理化学研究所や臨時硝素研究所、海軍航空機試験所などの研究機関が設立された。これらの改正により、特許法、実用新案法、意匠法、商標法は産業秩序の維持と技術革新を促進する制度となり、日本の産業発展と国際競争力の強化に寄与した。戦時中、日本はドイツとオーストリアの特許出願を許可せず、既得特許の実施も制限した。日本政府は初め、ドイツなどの工業所有権に対する措置を取らずにいたが、大審院がパリ条約等の効力が戦争中は停止されると判示したため、対応を変更する必要性が生じた。工業所有権戦時法施行により、特許局に専任職員が配置され、戦時中の工業所有権管理が行われた。第一次世界大戦後、旧敵国人の工業所有権の回復が図られ、特許法の全面改正が行われた⁴⁹。

大正10年（1921年）の特許法改正では、先願主義⁵⁰が採用され、職務発明⁵¹の規定が整備された。また、特許の無効審判請求には除斥期間が設定され、特許の日から5年間で無効審判請求が可能となった。さらに、公告制度と異議申立制度が導入され⁵²、権利設定前の審査に公衆を参加させる仕組みが整備された。

第一次世界大戦後の産業界では、自国においてある発明や外国技術を持ち込んで企業化することで、外国企業を締め出し、国内産業を保護する考えが採られた。特に、戦時中の経験から自主技術開発の重要性が認識され、特許制度の整備が進められた。大正9年代（1920年）には、国産品愛用運動が推進され、日本国内での発明活動が活発化した。

特許の収用に関しては、戦時中に軍事目的で製品製造を行うための措置が取られた⁵³。日本でも臨時産業調査局が設置され、軍需工業動員法が制定されたが、特許法に基づく収用規定がすでに存在していたため、特許法の規定が発動された。これらの制度改革により、日本の工業所有権制度は戦時と平時の両方に対応できるものとなり、産業の発展と国際競争力の強化に寄与した。

秘密特許に関しても、軍事上必要な発明について特許権に制限などを加える規定は専売特許条例以来存在していたが、秘密特許の規定が明確になったのは明治32年法においてである。特許の収用と秘密特許制度は、日本の軍事技術と産業技術の発展に大きな影響を与えた⁵⁴。これらの制度改革により、

⁴⁸ 同上、415-427頁。

⁴⁹ 同上、307-315、410、411頁。

⁵⁰ 先願主義とは、同一の発明に対する特許申請が複数ある場合、最初に申請した者が特許を取得する原則である。この制度は、発明者に迅速な申請を奨励し、特許制度の公正性と効率性を高めるために多くの国で採用されている。

⁵¹ 従業員が職務上で行った発明のことで、その権利は通常、使用者に帰属する。また、従業員には適切な報酬が支払われることが法律で定められている。この制度は、技術革新を促進し、企業と従業員の利益を保護するために設けられている。

⁵² 大正十年四月二十九日法律第九十六号『特許法』、<https://jahis.law.nagoya-u.ac.jp/lawdb/1/210a0096>。

⁵³ 昭和十三年一月二十九日勅令第五十二号『特許収用令』。

⁵⁴ 最初の秘密特許は明治36年に与えられ、明治年間に24件、大正年間に116件が設定された。秘密特許は、第二次世界大戦後にGHQの命令で公開され、昭和23年10月1日に50件、同年11月1日に1,210件、昭和31年7月に312件の合計1,572件の明細書が発行された。これらの秘密特許の内容は、初期には武器など軍事に直接関係するものが多かったが、次第に合成化学や電気通信へと移行していった。『工業所有権制度百年史 上巻』486頁。

日本の工業所有権制度は戦時と平時の両方に対応できるものとなり、産業の発展と国際競争力の強化に寄与した⁵⁵。

第二次世界大戦終結後の昭和20年（1945年）、日本は、ポツダム宣言の受諾により、軍事技術の開発や特許保護を放棄せざるを得なくなった。これに伴い昭和24年（1949年）の特許法改正では、国防技術に関する条文が削除されている⁵⁶。この改正は平和利用を目的とする技術革新の推進を目指したものであり、日本の特許法は、民生技術の保護と産業の発展を重視する方向へと大きくシフトした。

2.2 陸軍技術機関の変遷と役割

明治時代、日本の産業発展と技術革新は特許制度の整備とともに進展したが、軍事技術の発展も同様に重要な課題であった。特に、国家の防衛と軍備の近代化を図るためには、陸軍技術機関の設立とその進化が不可欠であった。本項では、陸軍技術機関の設立とその役割について詳述する。

明治14年（1881年7月）に、「砲兵会議」が東京に設置され、砲兵に関する一切の事項や兵器、弾薬、材料、諸器械などの利点や欠点を審議するための機関として創設された⁵⁷。明治16年（1883年1月）には、「工兵会議」が設立され、工兵に関する事項や器械、器具、材料などの利点や欠点を審議する機関となった⁵⁸。

明治21年（1888年5月）には、砲兵会議が砲兵監の下に置かれ、武器、弾薬、装具、材料、器械及びその用法を調査し、外国の砲兵事情を研究する機関に変わり、工兵会議も同様に工兵監の下に置かれ、工具、装具、材料、器械及びその用法並びに築城に関する事項を調査し、外国の工兵事情を研究する機関となった⁵⁹。

明治24年（1891年6月）、砲兵会議は東京に置かれ、兵器、弾薬、国防に関する砲兵事業、砲兵の教育及び技術に関する事項を審査議定する機関となり⁶⁰、工兵会議も東京に置かれ、工兵器具、材料、国防に関する工兵事業、工兵の教育及び技術に関する事項を審査議定する機関となった⁶¹。明治26年

⁵⁵ 主なものとしては、明治十八年四月十八日太政官第七號『專賣特許條例』、明治二十一年十二月十八日勅令第八十四號『特許條例』、昭和三十二年三月一日法律第三十六號『特許法』、特許法施行規則昭和三十二年六月二十日農商務省第十三號『特許法施行規則』、明治四十二年四月二日法律第二十三號『特許法』、明治四十二年十月二十三日勅令第二百九十九號『軍事上秘密を要する發明特許に関する件』、昭和四十二年十月二十三日勅令第二百九十八號『特許権の存続期間延長に関する件』、明治四十二年十月二十六日農商務省令第四十二號『特許法施行規則改正』、大正十年四月三十日法律第九十六號『特許法』、大正十年十二月十五日勅令第四百六十號『特許法施行令』、大正十年十二月十五日『特許法登録令』。

⁵⁶ 主なものとして、昭和二十一年五月三十一日商工省令第二十号『昭和二十年勅令第五百四十二号『「ポツダム」宣言の受諾に伴ひ発する命令に関する件に基く特許の処分の制限等に関する件』、昭和二十三年七月十五日『特許法等の一部を改正する法律』、昭和二十三年七月十五日政令第百六十二号『特許法施行令等の一部を改正する政令』。

⁵⁷ 「砲兵會議ハ之ヲ東京ニ設ケ陸軍砲兵ニ関スル一切ノ事項并ニ各種ノ兵器弾薬材料及ヒ諸器械等ニ係ル事理得失ヲ審議スル所ナリ」。「1 砲兵會議條例 明治14年7月」JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. C09060340800、明治14年 規則條例（防衛省防衛研究所）。

⁵⁸ 「工兵會議ハ之ヲ東京ニ設ケ陸軍工兵ニ関スル一切ノ事項並ニ器械器具材料等ニ係ル事理得失ヲ審議フル所ナリ」。「工兵會議條例」JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. C09050057900、明治16年 陸軍省達 達乙 其1 從1月第1号 至4月第39号（防衛省防衛研究所）。

⁵⁹ 「砲兵會議ハ砲兵監ニ隸シ武器弾薬装具材料器械及其用法ヲ調査議定シ且常ニ外国砲兵ノ事項ヲ研究スル所トス」。「工兵會議ハ工兵監ニ隸シ工具装具材料器械及其用法並ニ築城ニ係ル事項ヲ調査議定シ且常ニ外国工兵ノ事項ヲ研究スル所トス」。「砲兵會議條例及工兵會議條例ヲ改正ス」JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. A15111512700、公文類聚・第十二編・明治二十一年・第十二卷・兵制二・陸海軍官制一（国立公文書館）。

⁶⁰ 「陸軍砲兵會議ハ之ヲ東京ニ置キ兵器弾薬国防ニ関スル砲兵事業砲兵ノ教育及技術ニ関スル事項ヲ審査議定スル所トス」。「御署名原本・明治二十四年・勅令第五十六号・陸軍砲兵會議條例改正」JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. A03020098800、御署名原本・明治二十四年・勅令第五十六号・陸軍砲兵會議條例改正（国立公文書館）。

⁶¹ 「陸軍工兵會議ハ之ヲ東京ニ置キ工兵器具材料国防ニ関スル工兵事業工兵ノ教育及技術ニ関スル事項ヲ審査議定スル所トス」。「御署名原本・明治二十四年・勅令第五十七号・陸軍工兵會議條例改正」JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. A03020098900、御署名原本・明治二十四年・勅令第五十七号・陸軍工兵會議條例改正（国立公文書館）。

(1893年12月)には、砲兵会議は砲兵技術に関する陸軍大臣の諮問に応じる機関に⁶²、工兵会議は工兵技術に関する陸軍大臣の諮問に応じる機関となった⁶³。

明治36年(1903年5月)、陸軍砲兵會議及び陸軍工兵會議が廃止され、陸軍における研究開発機関として陸軍技術審査部が設立された。陸軍技術審査部は、砲工兵の技術や兵器材料に関する事項を研究・調査し、その結果を陸軍大臣に意見として具申し、また諮問に応じることを管掌する。この部門は、部長、議員、事務官、審査官、下士官、および判任文官で構成された。また、陸軍技術審査部が試験のために必要と認める事項がある場合、部長は教育總監または師団長に稟議し、学校または軍隊に実施させ、必要な人員や馬、材料を提供させる権限を有していた⁶⁴。

大正8年(1919年4月)、陸軍技術審査部が廃止され、新たに陸軍技術本部⁶⁵および陸軍科学研究所が設立された。陸軍技術本部は、兵器および兵器材料の審査、制式統一、検査、技術の調査研究、試験、改良進歩を担当し、陸軍大臣への意見具申を行う機関として設置された。組織は総務部(人事、科学技術研究所、陸軍技術會議、庶務、經理などを管掌)、第1部(兵器担当)、第2部(工兵器材・交通器材担当)、第3部(兵器制式の統一・兵器制式図の調整担当)から構成されていた⁶⁶。また、陸軍技術本部の各部内の編成は、官制上の定めがなく、研究審査項目に応じて部長が随意に班などを編成することができた。1941年6月には、陸軍技術本部と陸軍科学研究所が統合され、大改正が実施され「大技術本部」として再編成された。

昭和17年(1942年10月)には兵器行政機構の一元化を目指して陸軍省兵器局、陸軍兵器廠(陸軍兵器本部⁶⁷、陸軍兵器補給廠、陸軍造兵廠から構成される。)及び陸軍技術本部が廃止され、代わって陸軍兵器行政本部が設立された。製造補給と研究の両面を持った陸軍兵器本部と陸軍技術本部の2つの組織が対立する形となり、とくに太平洋戦争開戦後は両者の調整が不可欠となったため、陸軍兵器行政本部が成立することになった。総務部、技術部、造兵部、補給部、教育部、調査部、經理部、医務部の8部から構成される陸軍兵器行政本部は陸軍造兵廠、陸軍兵器補給廠、陸軍技術研究所、陸軍兵器学校を管轄した。同本部の設立によって、陸軍技術本部の本部機関は兵器行政本部技術部となり、技術部は技術課(研究所の研究業務担当)、造技課(造兵廠の製造技術研究業務担当)、制式課、検

⁶² 「陸軍砲兵會議ハ砲兵技術ニ関シ陸軍大臣ノ諮詢ニ応スル所トス」。「御署名原本・明治二十六年・勅令第二百四十一号・陸軍砲兵會議條例改正」JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. A03020161200、御署名原本・明治二十六年・勅令第二百四十一号・陸軍砲兵會議條例改正(国立公文書館)。

⁶³ 「陸軍工兵會議ハ工兵技術ニ関シ陸軍大臣ノ諮詢ニ応スル所トス」。「御署名原本・明治二十六年・勅令第二百四十二号・陸軍工兵會議條例改正」JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. A03020161300、御署名原本・明治二十六年・勅令第二百四十二号・陸軍工兵會議條例改正(国立公文書館)。

⁶⁴ 「陸軍審査技術部ハ砲工兵技術兵器材料ニ關スル事項ヲ研究調査シテ陸軍大臣ニ意見ヲ具申シ又ハ其ノ諮問ニ應ス」。「陸軍技術審査部ニ於テ試験ノ為必要ナリト認ムル事項アルトキハ部長ハ教育總監又は師團長ニ稟議シ学校若シクハ軍隊ヲシテ之ヲ實施セシメ又ハ必要ナル人馬材料ヲ供用セシムルコトヲ得」。「御署名原本・明治三十六年・勅令第八十一号・陸軍技術審査部條例制定陸軍砲兵會議條例及陸軍工兵會議條例廢止」JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. A03020563400、御署名原本・明治三十六年・勅令第八十一号・陸軍技術審査部條例制定陸軍砲兵會議條例及陸軍工兵會議條例廢止(国立公文書館)。

⁶⁵ 「陸軍技術本部ハ兵器及兵器材料ノ審査、制式統一及検査ヲ為シ、陸軍技術ノ調査研究及試験ヲ為シ且其ノ改良進歩ヲ図リ並之ニ関シ陸軍大臣ニ意見ヲ具申ス」。「署名原本・大正八年・勅令第六百号・陸軍技術本部令制定陸軍技術審査部條例廢止」JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. A03021184600、御署名原本・大正八年・勅令第六百号・陸軍技術本部令制定陸軍技術審査部條例廢止(国立公文書館)。

⁶⁶ 「御署名原本・大正八年・勅令第六百号・陸軍技術本部令制定陸軍技術審査部條例廢止」JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. A03021184600、御署名原本・大正八年・勅令第六百号・陸軍技術本部令制定陸軍技術審査部條例廢止(国立公文書館)。

⁶⁷ 陸軍兵器本部は総務・企画・作業・補給・技術・会計・医務の7部から構成された。「陸軍省官制中ヲ改正シ○陸軍兵器行政本部令ヲ定メ○陸軍技術本部令○陸軍兵器廠令ヲ廢止ス・(軍備ノ整備拡充ノ為兵器行政本部設置、戦備工政両課ノ統合及燃料課ノ強化等ノ為)」JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. A03010005900、公文類聚・第六十六編・昭和十七年・第十四卷・官職十・官制十(陸軍省二)(国立公文書館)。

査課の4課から構成された⁶⁸。

明治時代から昭和にかけて、日本の陸軍技術機関は国防と軍備の近代化を図るために進化してきた。最初に設立された砲兵会議や工兵会議は、それぞれの専門分野での技術審査や研究を行う機関であった。その後、陸軍技術審査部や陸軍技術本部が設立され、包括的な技術研究と兵器開発が進められた。最終的に、陸軍兵器行政本部が設立され、製造補給と研究の統合が図られた。これにより、効率的な兵器開発と技術革新が実現し、日本の軍事技術と国防力の強化に大きく寄与したのである。

2.3 陸軍の特許紛争

2.2項で明らかにしたように、陸軍技術機関の変遷と発展により、日本の軍事技術は飛躍的に向上し、戦時における技術革新や兵器開発の基盤が築かれた。これらの機関は、特許制度とともに、国防技術の進展を支え、日本の産業技術全般に大きな影響を与えた。次に、これらの技術機関と特許制度が実際の特許紛争においてどのように機能したのかを詳述する。

では、特許紛争にはどのような実例があったか。ここでは、大正から昭和時代にかけての陸海軍による特許異議申立ての歴史から学ぶ。大正から昭和時代にかけて、日本は近代化と産業化を急速に進める中で、技術革新と産業競争力の強化が国家の重要課題となった。この時代、日本政府と軍は、技術的優位性を確保するために特許制度を積極的に活用し、特許異議申立という手段を用いて国内外からの技術的脅威に対処した。

また、2.1項で明らかにしたように、明治時代における特許制度の導入は、日本の技術革新を促進するための重要な一歩であった。明治18年(1885年)には、日本初の特許法である「専売特許条例」が施行され、特許制度が正式に導入された。この法律に基づき、技術開発者は特許権を取得し、技術の独占的利用が認められるようになった。特許制度の導入は、日本の産業発展と技術革新を強力に後押しした。

しかし、国内外からの技術的競争は激化し、日本も他国からの技術的脅威に直面した。例えば、大正8年(1919年)、英国のSopwith社が自社の飛行機が許可なく日本で製造されていることに抗議し、模倣製造の中止を求めた。これに対し、帝国海軍は試験目的で模造したことを認め、今後の模造は控え、採用時には適切な措置を講じると回答した⁶⁹。この状況を受けてか、陸軍は、特許異議申立という手段を用いて国内外の特許権取得に対抗する戦略を採った。

国際出願の事例として、1926年(大正15年)にフランスのシュナイダーエレクトリック社が「陸上或は海上目標に対する甲板上の射撃修正器」を日本に国際出願した件がある。この際、陸軍大臣より特許局長官に対して、特許すべからずものと申し立てている。また、海軍においても特許異議申立は実施されている。具体的な内容が文書には記載がないため不明ではあるが、「ゲージグラス」水準表明器に対して、特許願異議申立を行っている。

これらの歴史的背景と具体例は、大正時代から昭和時代にかけての日本が、技術的優位性を維持し、国家の安全を確保するために特許制度をどのように活用していたかを示している。また、特許異議申立という手段が、技術的競争において有効であったことも示している。陸軍が陸軍大臣名で行った特許異議申立、あるいは実用新案⁷⁰登録出願に対する登録異議申立のうち、少なくとも47件が確認

⁶⁸ 沢井実「太平洋戦争期における陸軍の研究開発体制構想」『大阪大学経済学』58巻4号、2009年3月、2-3頁。

⁶⁹ 『飛行機製造』JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.C08021354100、大正8年 公文備考 巻39 航空4(防衛省防衛研究所)。

⁷⁰ 実用新案とは、新しい形状や構造を持つ物品の使用に関する発明に対して与えられる権利である。特許とは異なり、実用新案は発明の技術的な進歩性よりも形状や構造に着目して保護される。この制度は、小規模な改良や実用的なアイデアを促進するために存在し、特許に比べて取得が簡易であり、保護期間も短いことが一般的である。

されている。一方、陸軍の成功率⁷¹を計算してみると、25件が成功（理由あり19件、出願取下5件、出願変更1件）、20件が失敗（理由なし19件、異議取下1件）、不明1件であり、不明を除くと成功率は56%であり、陸軍といえども成功率は決して高くなかったことが伺える⁷²。表2に陸軍大臣名義で行われた特許異議申立および登録異議申立一覧を記す。

このように、日本の特許制度と陸軍軍事技術機関とは表裏一体となって発展しており、特許制度は、技術革新と産業発展に寄与し、軍事技術の向上にも影響した。また、技術的脅威に対抗するため、特許意義申立という戦略が取られていたのである。

⁷¹ 特許が取消しもしくは出願人が出願を取り下げた場合を陸軍の特許意義申立の成功とし、特許が維持若しくは陸軍が異議を取り下げた場合を陸軍の特許意義申立の失敗とする。

⁷² 櫻井孝『防衛技術の守り方 改訂版』発明推進協会、2024年、73頁。

表2 陸軍大臣名義で行われた特許異議申立および登録異議申立一覧

	種別	公告番号	発明の名称	異議決定日	結果 [備考]	JACAR 番号
1	特	T13-1163	金属目盛鋳製造法	T14.06.10	理由なし	C02031231000
2	特	T15-9993	陸上或は海上目標に封する甲板上の射撃修正器		不明 異議証拠は 秘密特許	C01003859600
3	特	S02-3850	測遠器の改良	S02.06.01	理由あり	C01001053900
4	特	S03-3617	海用炬火の改良	S04.08.01	理由なし	C01001111800
5	実	S03-8965	前覆付飼槽	S04.09.27	理由あり	C01001234700
6	実	S03-10854	軌道敷設用運搬機	S04.01.17	理由なし	C01001112200
7	特	S04-2402	落下傘の開傘装置	S09.03.23	理由なし	C01001176600 C01001308900
8	特	S05-271	強靱特殊鋼	S05.04.22	理由なし	C01001177500
9	特	S05-982	濃硝酸処理器の腐蝕防止法	S05.07.02	出願取下	C01001177700
10	特	S07-1645	飛行機の着陸装置に於ける車輪の制動装置に関する改良	S09.05.14	理由あり	C01001309600
11	実	S07-15783	消火装置	S09.04.17	理由あり	C01001311000
12	特	S08-514	金属面着色剤	S08.10.06	理由なし	C01001311600
13	特	S08-551	金属面着色法	S09.05.25	理由なし	C01001311600
14	特	S08-1715	「アムモニア」を酸素の濃度高き「ガス」にて酸化せしむる方法	S08.10.26	理由なし	C01001309200
15	特	S08-1785	液状過酸化窒素より強硝酸を製造する方法	S08.09.12	理由なし	C01001309200
16	特	S08-2330	二等選直角三角形の反射「プリズム」を有する「プリズム」式望遠鏡	S09.03.06	理由なし	C01001311300
17	特	S09-4798	内燃機関用着火栓試験装置	S10.06.08	出願変更	C01001606900
18	特	S10-1263	航空機及自動車等に於ける機械器具の緩衝並に絶縁的取付装置	S10.09.13	理由あり	C01001495800
19	特	S10-1750	硝酸澱粉を用ふる工業用爆薬の製造法	S10.08.20	出願取下	C01001380300
20	特	S10-2955	自動車の自己牽引装置	S11.08.17	理由あり	C01001380000
21	実	S10-6452	人畜力用無限軌道車	S11.08.20	理由あり	C01001380000
22	特	S11-81	過藍素酸「グアニジン」製造法	S11.10.06	理由なし	001001380700
23	特	S11-350	軽質硝安爆薬	S11.05.15	理由あり	C01001492800
24	特	S11-371	防弾鋼	S11.06.22	理由あり	C01001492900
25	特	S11-1267	着発信管	S11.08.27	理由なし	C01001493000
26	特	S11-3554	照明火薬中に針弧状「アルミニウム」又は針状「アルミニウム」を混入したる光弾	S12.01.19	理由あり	C01001493400
27	実	S11-832	航空機用計器盤夜間照明装置	S11.08.12	理由あり	C01001496100
28	実	S11-2164	自動車用タイヤ防沈装置	S10.04.18	出願取下	C01001380200
29	実	S11-10353	内燃機関用卿子	S11.10.29	理由あり	C01001492700
30	特	S12-1561	不凍液	S13.01.21	理由なし	C01001605200
31	特	S12-1753	自動車に使用する螺旋壊條に依る弾登装置	S13.01.31	異議取下	C01001605100
32	実	S12-939	飛行帽	S14.06.30	理由あり	C01001730500
33	実	S12-8914	寒暖計	S12.12.18	理由あり	C01001604800
34	実	S12-14221	比較厭力計	S13.07.05	理由なし	C01001609200
35	実	S12-15032	油量計	S13.02.28	理由なし	C01001605700
36	特	S13-1320	餅類の乾固を防止する方法	S15.01.31	理由なし	C01001839100
37	特	S14-2451	垂直速度表示器に関する改良	S15.03.04	理由あり	C01001839800
38	実	S14-3534	落下傘に於ける展開面の接大装置	S14.10.31	理由あり	C01001839200
39	実	S14-5896	洋服上衣	S14.08.22	理由あり	C01001732200
40	実	S14-7519	「フェルト」製防寒手袋	S14.10.18	理由あり	C01001840000
41	実	S14-10208	飛行帽	S15.01.16	理由なし	C01001840400
42	実	S14-12324	防蚊頭巾	S15.07.06	理由なし	C01001841000
43	実	S14-18398	作業帽	S15.05.15	理由なし	C01001840800
44	実	S14-19212	日除兼防雨馬匹冠帽	S15.03.25	出願取下	C01001840200
45	実	S15-3885	火格	S15.07.29	理由あり	C01001841100
46	実	S15-7291	計器取付装置	S15.09.17	出願取下	C01001842600

[出所] 櫻井孝『防衛技術の守り方 改訂版』発明推進協会、2024年、71-73頁。

理由あり：特許は取消し

理由なし：特許は維持

意義取下：陸軍が異議を取下

出願取下：出願人が出願を取下

出願変更：出願人が特許の範囲を制限

第3節 現代の知的財産戦略への教訓（事例の分析評価）

第3節では、特許異議申し立ての成功事例と失敗事例について、成否を決したものは何かという視点で分析する。また、現代の特許紛争と類似する構造を持つことを後述し、国防技術の秘匿化と特許制度活用の両立という観点から教訓と現代の知的財産への適用を考察する。

3.1 特許異議申し立ての成功事例とその分析

成功事例としての分析対象とするのは、昭和2年（1927年）10月14日付になされた大正14年特願第10595号の「測遠器の改良」⁷³を特許異議申立の対象としたもの（表2の3番）である。

この出願公告に係る出願人はドイツ企業であり、カメラ、レンズ、双眼鏡、望遠鏡などの高品質な光学機器で知られているC. P. Goerz（ツエー ペーゲルツ）社である。この発明は、海岸用の距離測定装置の性能を向上させるために、いくつかの新しい技術と方法を取り入れたものである。主要な改良点として、対数歯車の代わりに対数カムを使用することで、より正確で効率的な距離測定を実現した点が挙げられる。また、特定の条件下で二重像を利用して距離を測定し、観測点の高さを基準とする場合は二重像を使用しない方法を採用した。さらに、二重目盛を単一目盛に改良して読み取りを容易にし、光線屈折の修正機能を追加することで測定精度を向上させている。二重像の調整には平凸および平凹の二枚の鏡を使用する方法を導入している。これらの改良により、測遠機の精度と操作の簡便さが大幅に向上し、信頼性の高い効率的な測定が可能となることが特徴である。

昭和2年（1927年）10月14日付で、陸軍大臣（陸軍技術本部総務部長気付）より特許局長官へ特許異議申立送付の件が提出され、申立書には、「この発明は、測遠器に対数カムを使用し、円形の対数目盛を用いて自動距離算定装置を構成するものであるが、これは既に大正4年（1915年）から陸軍技術本部で研究されていた代用砲台鏡と同一であり、新規性がない。対数カムの使用は陸軍技術本部で着想されており、円形対数目盛を用いた自動算定装置については、大正12年（1923年）刊行のドイツ書籍に明記されている。前記砲台鏡は大正13年（1924年）に陸軍技術本部がドイツのギョルツ社の代理店と契約し、製作を依頼したものである。この契約は随意契約であり秘密契約ではない。以上の理由から、前記出願発明は既に公知のものであるため、特許を与えるべきでない」と理由を記載し、代用砲台鏡仕様書、見積書及び売買契約書が添付されていた。

昭和3年（1928年）5月16日付で、異議申立に対する答弁書を、代理人のウォルター・オーガスタス・デ・ハビランドが特許局に提出した。答弁書では、「発明の海岸用測遠機について、標的の既知高を使用する場合にのみ二重像を使用すると記載しているが、現代の垂直基線測遠機ではほとんど二重像を使用せず、陸軍技術本部の設計仕様書でも、観測点の高さを基準とする場合には二重像を使用しないことが明確に記されている。また、発明の要点として対数歯輪装置の代わりに対数カムを使用することを主張しているが、これも陸軍技術本部の設計仕様書に明示されており、新しい発明ではないとされる。さらに、二重目盛を単一目盛に改良することも既に公知の技術であり、新発明として認められない。眼鏡の光学中心線を傾斜させて測距することについても、陸軍技術本部の仕様書に記載されており、新しい発明ではない。異議申立に対して光線屈折の修正についての記載がないとの指摘に対しては、現代の垂直基線測遠機では光線屈折の修正が当然の技術であり、特に記載する必要がなかったとしている。また、二重像の調整方法についても既に公知の技術であり、新発明とは言えない。この答弁書は、特許申請された発明が既存の技術や公知の事実に基づいているため、新しい発明とは認められない。」と陸軍の主張を全面的に受け入れた。

⁷³ 「特許異議申立書送付の件」 JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. C01001053900、永存書類甲輯第4類第2冊 昭和3年（防衛省防衛研究所）。

昭和3年（1928年）6月12日付で特許局長官より陸軍大臣に特許異議の決定に関する件が提出され、主文に「本件異議の申立は理由あるものとする。」とある。その理由として、「異議申立人は、本特許出願が既に公知の技術に基づいており、新規性がないため特許を与えるべきではないと主張している。この装置は、大正13年（1924年）に陸軍技術本部が設計し、公開された仕様書に基づいて注文されたものであることが証拠書類によって示されている。出願人は異議申立人の証拠と発明の間に重要な違いがあると反論したが、審査の結果、本件発明は既に公知の技術と大差ないことが確認されたため、新規の発明とは認められないと判断された。したがって、特許を与えるべきではないと結論付けられた。」とあり、特許は取消しとなった。

この事例を分析すると、特許異議申立の成功にはいくつかの重要な要素が存在することが明らかである。

まず、特許出願における新規性の確認が極めて重要である。出願された技術が既に公知である場合、特許取得は困難となる。本事例では、陸軍技術本部が既に研究していた技術と同一であり、大正12年（1923年）のドイツ書籍に記載されていたことが、新規性の欠如を証明する決定的な要因となった。国外の技術文献や特許情報に精通していた陸軍技術本部は、これらを異議申立の根拠として効果的に活用した。

また、異議申立の際に提出される証拠の具体性と詳細さも重要である。本事例では、代用砲台鏡の仕様書、見積書、売買契約書などの具体的な資料が提出され、これが異議申立の有効性を裏付けた。陸軍技術本部は、証拠資料の準備と管理に優れており、必要な時に迅速に提出できる体制が整っていた。また、技術的な詳細に精通していたため、異議申立の際に効果的に主張を展開することができた。

さらに、特許局の審査プロセスが公正かつ慎重に行われることも重要である。異議申立人の主張と提出された証拠を基に、特許局は出願発明が既に公知の技術に基づいていると判断し、新規性がないと結論付けた。

最後に、陸軍技術本部には、特許異議申立を適切に行うための専門知識と経験を持つ人材がいたことがわかる。彼らは特許法や関連法規に精通し、技術的背景を十分に理解していたため、異議申立を効果的に行うことができた。また、特許出願を定期的に監視する情報収集体制が整っており、出願された特許を迅速に発見する能力を持っていた。

次に、特許異議申し立ての失敗事例を分析し、成功事例との比較によりその原因を明らかにする。

3.2 特許異議申し立ての失敗事例とその分析

失敗事例として2件の事例を分析する。1件目は、昭和4年（1929年）8月7日付でなされた昭和4年特許願第823号の「落下傘の開傘装置」を特許異議申立の対象としたもの（表2の7番）である。

この出願公告に係る出願人は日本人の金子政明氏である。この発明は、機械及び人員の二つの連続する操作のうち、どちらか一方の操作が行われると、切断器が作動して包囊を切断し、発條（ばね）の作用によって覆被が飛散するものである。この覆被が補助傘となり、主傘を迅速かつ容易に開くことが可能となり、意識的にも無意識的にも開傘できる点が特徴である。

昭和4年（1929年）8月7日付で陸軍大臣（陸軍航空本部長気付⁷⁴）より陸軍大臣に特許異議申立に関する件上申として、「金子政明出願の落下傘特許に関し、別紙特許異議申立書の理由により異議申

⁷⁴ 陸軍航空本部は、陸軍航空に関する事項の調査、研究、試験及び立案、航空兵諸軍隊の航空兵科専門教育の均一な進歩、航空に関する器材の審査及びその規格の統一、並びに器材の修理、購入、貯蔵、補給及び検査を掌る。「御署名原本・大正十四年・勅令第一四九号・陸軍航空本部令制定陸軍航空部令廃止」JACAR（アジア歴史資料センター）

立を行いたく、以下の書類を上申する。特許異議申立書2通、三菱商事株式会社の売買契約書2通、伊国「サルバートル」会社製落下傘カタログ2通、落下傘説明書2通。本文記載の通り、特許異議申立書（2通共）には大臣の捺印があり、これらの証拠書類を添えて特許局へ送達することを希望する。差出期日は8月20日とする。」と上申している⁷⁵。

昭和9年（1934年）3月23日付で特許局長官より陸軍大臣に特許異議の決定に関する件が提出され、主文に「本件異議の申立は理由ないものとする。」とあり、理由として、「異議申立人は、出願された落下傘の開傘装置が新規の発明ではなく、出願前に既に公知の「サルバートル」式落下傘と同じ特徴を持っていると主張し、その証拠として記録と物件を提出している。これに対し、出願人は反論していない。審査の結果、出願された落下傘の開傘装置は、機械及び人員の二つの操作のうち、どちらか一方が作動すると切断器が作動し、覆被が飛散して補助傘となり、主傘が迅速かつ容易に開くことが確認された。一方、「サルバートル」式落下傘は、二つの操作のうちどちらか一方が作動すると包囊網が切断され、覆被が開放されて補助傘が展開されるが、覆被は補助傘として機能せず、主傘を迅速かつ容易に開く効果はないことが確認された。したがって、出願された特許は「サルバートル」式落下傘とは異なり、新規性があると認められ、特許が認められるべきであると判断した。」とあり、特許は維持となった⁷⁶。

2件目の失敗事例は、昭和11年（1936年）5月17日付でなされた昭和10年特許願第1064号の「着発信管」を特許異議申立の対象としたもの（表2の26番）である⁷⁷。

この出願公告に係る出願人は、日本の株式会社服部時計店である。この発明は、細部の資料がなく発明の特徴は不明である。一般的には、着発信管は、砲弾やロケットが目標に当たると起爆する装置である。目標に衝突した際に信管が衝撃を感知し、内部の爆薬を起爆させることで破壊力を発揮する。この装置は主に軍事用途に使用され、目標物を正確に破壊するために設計されている。

昭和11年（1936年）5月17日付で陸軍大臣（陸軍造兵廠気付⁷⁸）から特許局長官へ、「本件出願に関する発明は、出願の日以前に既に実施されているものであり、新規の発明ではない。本件に関する証拠となる理由および証拠方法は、後日補充する予定である。」として、特許異議申立書を提出した。昭和11年（1936年）6月14日付で特許局長官より陸軍大臣へ、「詳細な理由および証拠方法については、補充書を昭和11年（1936年）7月7日までに提出すべし。右の期間内に提出がない場合は、証拠がないものとして審査を進行すべし。」として、補充書を提出するよう求められた。

昭和11年（1936年）9月7日付で特許局長官より陸軍大臣に特許異議決定謄本送付の件が送付され、主文に「本件異議の申立てには理由がないとする。理由として、異議申立人は本願発明が出願前に既に実施されており、新規の発明ではないと主張するが、その証拠を提出していない。これに対し、出願人は異議申立人が証拠を提出していないため、それを待つて答弁すべきだと述べている。審

Ref. A03021560700、御署名原本・大正十四年・勅令第一四九号・陸軍航空本部令制定陸軍航空部令廃止（国立公文書館）。

⁷⁵ 「特許異議申立に関する件」JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. C01001176600、永存書類甲輯第4類 昭和5年（防衛省防衛研究所）。

⁷⁶ 「特許異議決定謄本送付の件」JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. C01001308900、永存書類甲輯第4類第2冊 昭和9年（防衛省防衛研究所）。

⁷⁷ 「特許異議申立の件（着発信管）（申立理由なし）」JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. C01001493000、永存書類甲輯 第4類 第2冊 昭和12年（防衛省防衛研究所）。

⁷⁸ 陸軍造兵廠は、陸軍が必要とする兵器の考案や設計を行い、陸軍の要求する兵器やその他の軍需品および一般的な火薬類を製造、修理するとともに、これらの製品の検査を行う場所であり、また海軍が必要とする火薬の製造や修理も行う所である。「御署名原本・大正十二年・勅令第八十三号・陸軍造兵廠令制定砲兵工廠条例廃止」JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. A03021437700、御署名原本・大正十二年・勅令第八十三号・陸軍造兵廠令制定砲兵工廠条例廃止（国立公文書館）。

査の結果、本願発明は請求範囲に記載されている内容に基づくものであり、証拠の提出がないため、本願発明が出願前に公知であった事実を認めることはできない。したがって、本願発明が新規でないとはできない。よって、主文の通り決定する。」とあり、特許は維持となった。

昭和4年（1929年）と昭和11年（1936年）に行われた「落下傘の開傘装置」と「着発信管」に関する特許異議申立の失敗事例を総合的に分析すると、いくつかの重要な要素が存在することが明らかである。

共通する最大の失敗要因は、証拠の具体性と提出の適時性の欠如である。「落下傘の開傘装置」の事例では、陸軍航空本部は航空技術に関する専門的な知識を持つ組織であったが、具体的な証拠が不十分であったため、特許局は新規性を認めて特許を維持した。一方、「着発信管」の事例では、陸軍造兵廠は信管や爆発装置に関する技術的知識を有していたが、証拠の提出が遅れたため、特許局は証拠がないものとして審査を進行し、新規性を認めて特許を維持した。ただし、「着発信管」の事例に関しては、軍事技術として秘匿性が高く、陸軍から証拠を提示することができなかつた可能性もある。とはいえ、両者ともに、異議申立には専門知識に加えて、具体的かつ適時に提出される証拠が重要である。特許局は提出された証拠に基づいて審査を行うため、「証拠の具体性と適時性」が審査結果に大きく影響する。

これらの失敗事例と比較して、陸軍技術本部が関与した成功事例では、「証拠の具体性と適時性」が確保されていた。陸軍技術本部は、異議申立に必要な具体的な証拠（仕様書、見積書、売買契約書など）を適時に準備し、提出していた。広範な情報収集能力とその活用力が成功の鍵であったことが示されている。特に、国外の技術文献や特許情報に対しても精通しており、それらを異議申立の根拠として活用する能力が高かつた。

特許異議申立を成功させるためには、専門的な知識だけでなく、具体的かつ詳細な証拠を適時に準備し、提出する体制が不可欠であることが明らかである。証拠の管理と提出プロセスの強化が異議申立の成否を左右する重要な要素であり、特に証拠の具体性と迅速な提出が求められる。陸軍技術本部と比較すると、陸軍航空本部と陸軍造兵廠は証拠の準備と提出において迅速性と具体性が欠けており、この点が成功と失敗を分ける要因となった。これらの成功と失敗から得られる教訓を基に、現代の知的財産戦略への適用を検討する。

3.3 教訓と現代の知的財産戦略への適用

両事例を比較すると、陸軍航空本部や陸軍造兵廠など専門的知識を有する部門であっても、証拠を迅速かつ的確に提出できない場合には、新規性の欠如について立証しきれず敗北している。一方、昭和2年（1927年）の「測遠器の改良」に関する特許異議申立では、陸軍技術本部が仕様書・契約書などの具体的な資料を速やかに提示し、既存技術であることを説得力ある形で立証した。この事例は「証拠の具体性と適時性」が紛争の決定打になったことを如実に示している。

これらの事例の分析から得られる教訓は、現代の防衛省・自衛隊の知的財産戦略においても重要な示唆を与える。特許出願非公開制度の限界に対処し、特許異議申立の効果的な活用を図るために以下の教訓が得られる。

特筆すべきポイントは、機密性の高い技術であっても、紛争時には適切な証拠を提示できるよう情報管理と証拠保全を強化しておく必要があるという点である。たとえ特許出願非公開制度を活用しても、第三国に先んじて特許取得されるリスクは消えず、防衛省・自衛隊が「先使用权」や「新規性の欠如」を主張するには、十分な証拠が不可欠となる。秘匿化技術の範囲を厳格に設定しつつ、将来の紛争に備えて証拠を保管する体制を徹底することが肝要である。

これらの教訓は、現代の知的財産戦略においても多くの示唆を与える。まず、わが国全体の知的財産戦略としては、経済安全保障や先端技術の保護に加え、グローバルな競争力強化のために官民連携のもとオープン&クローズ戦略をバランスよく推進していくことが求められる。すなわち、国際出願や技術標準化の取り組みを通じて企業のイノベーションを促進すると同時に、重要技術については厳格かつ柔軟な管理体制を整備し、国家機密として流出を防ぎながら知的財産権を有効活用する仕組みを確立する必要がある。さらに、大学・研究機関や企業間の共同研究でも、契約・ライセンス上の権利処理を明確化し、国益を損なわないルール形成を主導することが重要となる。

一方、防衛省の知的財産戦略においては、国家安全保障上の機微技術の保護を最優先としつつ、国際共同開発や民生転用を拡大する潮流を見据えた上で、「秘匿化」、「権利を伴う公知化」、「権利を伴わない公知化」を柔軟に使い分けるオープン&クローズ戦略の高度化が肝要となっている。具体的には、特許庁や内閣府との連携を深め、秘匿化技術が保全指定されるべき案件を的確に見極めるとともに、将来の特許紛争を想定して先使用权や新規性の欠如を立証するための証拠管理を徹底することが欠かせない。さらに、どの技術を秘匿化すべきか、あるいは権利を伴う公知化やライセンス戦略を用いるべきかの選別を高度化する必要がある。この際、専門家ネットワークを活用して海外の知的財産情報を常時把握し、第三国による特許の先取りリスクを迅速に警戒できる体制を整備することが重要となる。

総括すると、帝国陸軍の特許紛争にみられたように、特許意義申立てを成功させるためには、「証拠の具体性と適時性」の重要性及び秘匿化する技術の範囲を適切に設定して、情報管理を徹底することが重要となる。これを現代の防衛省・自衛隊の知的財産戦略に反映させ、広範な情報収集と証拠管理の強化を図ることで、国家安全保障に寄与しつつ、知的財産の保護と活用を効果的に進めることが可能となる。

さらに、防衛省としては、異議申立や訴訟対応を円滑に行うために、「弁理士など知財専門家を安定的に確保・育成する仕組みの整備」、「外部委託時のクリアランス手続きを迅速化する運用ルールの構築」が不可欠となる。加えて、海外企業との共同研究が増加する中、オープン&クローズ戦略を補完する意味でも、「秘密保持契約の厳格化」や「情報漏洩対策の強化」が不可欠となる。

以上の考察から、特許異議申し立てにおける「証拠の具体性と適時性」が現代の知的財産戦略にも重要であり、これをどのように強化していくかが今後の課題である。

帝国陸軍の特許紛争にみられたように、特許異議申し立ての成功には、具体的な証拠の迅速な準備と提出が不可欠であり、失敗事例では証拠の不備や提出の遅延が主な要因である。現代の知的財産戦略には、これらの教訓を反映し、広範な情報収集と証拠管理の強化が求められる。

おわりに

本研究では、帝国陸軍の特許紛争事例から「証拠の具体性と適時性」の重要性を示した。これは現代の防衛省とも密接に関わる課題であり、さらに自衛隊が軍隊としての法的地位をどう扱うかによって、特許管理や秘匿化の仕組みが大きく変わる可能性がある。

本研究から得られる教訓は、特許出願非公開制度の限界に対処し、特許異議申し立てを効果的に活用するためには、「証拠の具体性と適時性」の重要性を踏まえ、秘匿化技術の範囲設定、広範な情報収集と証拠管理の強化が不可欠であるという点である。これらを徹底することで、特許紛争における防御力を向上させ、防衛技術の保護と国家安全保障の強化に寄与することが期待される。一方、わが

国では、反自衛隊を公言する学術会議が存在するなど、防衛研究への懐疑的な風潮や社会的議論の少なさが指摘されており、日本人による防衛関連特許出願件数が相対的に少ない側面もある。こうした事情を踏まえると、第三国等による特許侵害訴訟に備える上でも、より積極的な知的財産戦略の再検討が急務となる。

しかし、本研究には限界がある。第一に、帝国陸軍の史料は断片的であり、現代の事例と完全に重ね合わせるのは困難である。第二に、防衛省内で特許管理を担う専門家（弁理士や知的財産部門）の数や外注時の情報漏洩リスクなど、現代特有の実務上の課題は本稿で十分に掘り下げられなかった。第三に、旧陸軍とは法的地位が異なる自衛隊においては、秘匿化技術や特許収用制度の制度設計に根本的な差が生じる可能性がある。

また、各企業が職務発明で取得した防衛関連技術の特許を、第三国関係者が株主となり専用実施権を取得するケースが増えれば、「国家安全保障リスクや利益相反の調整⁷⁹」が新たな課題となる。さらに、公共の利益に関する通常実施権の設定の裁定など、検討が途絶えている制度的論点も依然として残されている⁸⁰。

今後の課題としては、現代の知的財産戦略における具体的事例をさらに分析し、防衛技術と特許制度の関係を一層深めることが挙げられる。例えば、米国をはじめとする国際共同研究開発が増えるなか、装備品のライフサイクル全体を通じた知財マネジメントや、証拠管理を含む包括的な枠組みの研究が求められる。実際、米国では装備品のライフサイクル全体を一貫して管理しており、知的財産に関する取り組みにおいては、証拠管理など本研究で示した課題に対する対策も既に効果的に運用されている可能性が高い⁸¹。また、韓国陸軍においては、2012年6月に知的財産権管理組織の新設推進や、韓国特許庁と連携して陸軍・空軍の知的財産関連業務担当者が順次専門教育を受ける等、知的財産に対する取り組みを積極的に行っている⁸²。加えて、ロシアによるウクライナへの侵略に際しても、ウクライナが「ロシア連邦のウクライナに対する軍事侵略に関連する戒厳令中の知的財産の保護に関する法律」を施行する⁸³一方で、ロシアも「特定の権利保有者に対する義務の履行のための一時的な体制」などの独自の措置を行っている⁸⁴。このように、わが国においても同様の仕組みや運用体制を整え、オープン&クローズ戦略を補完する形で特許紛争リスクを低減することが求められる。

帝国陸軍の特許紛争から得られた「証拠の具体性と適時性」の教訓を活かしつつ、オープン&クローズ戦略の高度化と経済安全保障の充実を同時に図ることで、国家の技術力と安全保障のさらなる向上に寄与することが期待される。

⁷⁹ 異なる関係者や組織がそれぞれの利益を守りつつ、互いに協力して共通の目標を達成するために行う調整のこと。例えば、防衛産業では、防衛省と企業がそれぞれの立場や利益を尊重しながら、国防のために必要な装備品を開発・生産するための協力体制を築くことが求められる。この調整により、双方が納得できる形で利益を共有し、目標を達成することが可能となる。

⁸⁰ 特許庁『我が国における裁定制度について』第7回特許戦略計画関連問題ワーキンググループ議事次第・配付資料別添5、2004年3月、6-8頁。

⁸¹ 主なものとしては、DOD, *Pilot Program on Intellectual Property Evaluation for Acquisition Programs Report for Fiscal Year 2022 Pursuant to Section 801 of the National Defense Authorization Act for Fiscal Year 2020* (Public Law 116-92), November 2022; DOD, *DOD INSTRUCTION 5010.44 INTELLECTUAL PROPERTY (IP) ACQUISITION AND LICENSING*, October 16, 2019; DOD, *Report to Congress on Intellectual Property Policy and the Cadre of Intellectual Property Experts Section 838 of the National Defense Authorization Act for Fiscal Year 2020* (P.L. 116-92), April, 2020; Office of the Assistant Secretary of the Army, *Enabling Modernization*, 7 December, 2018; DOD, *DOD INSTRUCTION 2000.03 International Interchange of Patent Rights and Technical Information*, January 17, 2006.

⁸² 韓国特許庁「知的財産強軍を実現！官・民・軍が連携」『日本貿易振興機構（ジェトロ）』2013年6月28日。
<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipnews/2013/6fea515662bb639a.html>。

⁸³ ユアサハラ法律特許事務所『ウクライナ：ウクライナ情勢及び法令施行（2022年4月13日施行）』2022年5月、
<http://www.yuasa-hara.co.jp/lawinfo/4433/>。

⁸⁴ 知的財産研究所『国際知財制度研究会報告書（令和四年度）』2023年6月、432-445頁。